

X-161
X
161

六・三制に必要な経費について

文部省

天野 120

六・三制に必要な経費を考える場合に色々な案が
 かなり立ち得るが、文部省としては、学制改革に
 伴う分すなわち中学校の整備に必要な経費を主
 として考えた。こゝにいわゆる二〇〇億案と
 の大きな開きが出来た第一の理由がある。

二 次にこの中学校整備に必要な経費の中、国と
 して援助すべきもの、最低限度のものを考えた。
 こゝに文部省案と二〇〇億案との間に開きが出
 来た第一の理由がある。

三 従つて結論としては、前々私から御説明申
 げた文部省案の補助額三六六億、総事業費七四四
 億案でやつと行けると信じているのである。

特にこの中、〇・七坪残分の完成には緊急に
 補助額五七億、事業費で一四億必要と考^へえ^らる。
 こゝを申上げたのである。

四 以上のことを計数的に申上げて見よう。

(1) まづ二、一七億案は、小・中の経費であるので、
 これから小学校分の経費九九六億と差引くと、
 中学校分は一、一三一億となる。

(2) 次にこの中学校分一、一、三、一億から、国として絶対的に援助する必要があるとは言えない分九一三億(すなわち過去の認証外工事費一四八億、将来の認証外工事見込額一二〇億、教科経費三四六億、整地費、校地買収費一二億、社会層人口増に伴う建築費一二億、認証外建築費七一億、設備費一九億、教科経費五七億、整地費校地買収費一九億)を差引くと、二一八億となる。

(3) これに対し文部省は、将来国家財政が許すようになつたときに、援助したい分として中学校の基準引上げ分三〇八億と、中学校分ではないが中学校建設の犠牲となつたためおくれである小学校の考朽危険校舍改築分一三〇億と、建築基準法の問題から必要な防火改修費四四億、その他設備費三八億を加えた合計が七三八億となる訳である。但し先に説明申上げた七四四億とこの七三八億の間に六億の差が出たのは計算の角度の違いによるものである。

なお、上記の外に中學校建設（學制改革）の犠牲になつたためにおくれている戦災小學校の復旧約一七五坪、四八億と文部省案の七四四億に強いて入れればその所要經費は、七九二億となる訳である。

